

2025年8月6日

労働者委員

審議に臨む労働者委員の基本的な考え方（案）

秋田県の地域別最低賃金は時間額951円であり、この金額で、1日8時間、月20日間働いても、月額15万2,160円にしかならず、税金や社会保険料等を控除すれば手取りはさらに減少し、これに物価高騰の影響を加えると、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む水準を確保することは極めて困難である。

加えて、首都圏との格差是正も遅々として進まず、全国加重平均の1,055円とは104円、全国最高額の東京都とは212円の額差となっている。また、全国的には初の単独最下位に甘んじている。

全国単独最下位から脱却し、首都圏との格差改善を図らなければ、秋田県の賃金は低いとの先入観がさらに広まり、若年労働者の県外流出が加速し、人手不足に拍車がかかることが懸念される。

以上を踏まえ、地域における健康で文化的な生活の確保と地域経済の発展を目指すとともに、地域間格差を是正し、有能な人財の県外流出防止と県外からの働き手の回帰を促すために、今年度確実に時給1,000円に到達することに加え、全国単独最下位からの脱却も視野に入れ、連合リビングウェイジの秋田県の成人単身生活者必要時給額(自動車保有の場合)である1,430円への早期到達を目指し、時間額120円(12.6%)以上とするよう求める。

以上